

# 上三川町放課後児童クラブ指定管理者募集要項

上三川町が設置している上三川町放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）について、上三川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年上三川町条例第26号。以下「指定の手續き条例」という。）及び上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年上三川町条例第32号。以下「設置管理条例」という。）の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

## 1 対象施設の概要

町内全9クラブ13支援単位を包括して管理する指定管理者（1事業者）を募集します。

※上三川町放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）別表1を参照してください。

## 2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 3 指定管理者選定のスケジュール（予定）

項目	時期
募集要項公表・配布	令和7年6月16日（月）～
質問事項受付期間	令和7年6月16日（月）～7月2日（水）
現地視察参加申込期限	令和7年6月23日（月）
現地視察（※希望がある場合に実施）	令和7年6月26日（木）
質問事項回答期限	令和7年7月9日（水）
申請書類提出期限	令和7年7月15日（火）
書類審査	令和7年7月25日（金）
書類審査結果通知	令和7年7月28日（月）
審査会（プレゼンテーション）	令和7年8月5日（火）
指定管理者候補者の公表及び通知	令和7年8月
指定管理者の指定、指定の通知	令和7年9月
指定管理者との基本協定締結	令和7年10月
指定管理業務の開始	令和8年4月1日（水）

**※応募が2者以下の場合、書類審査と審査会（プレゼンテーション）を同日（令和7年8月5日）に行いますので、その旨お知らせします。（令和7年7月17日予定）**

(1) 現地視察について

スケジュールの都合上、時間や箇所数を限定しての視察とします。

受付期限：令和7年6月23日（月）午後5時まで

受付方法：現地視察参加申込書（様式7）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにて申込みください。

(2) 募集要項に関する質問の受付

受付期限：令和7年7月2日（水）午後5時まで

受付方法：質問書（様式8）を電子メール又はFAXにて送付してください。

(3) 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、町ホームページ又は電子メールにてお知らせします。

回答予定日は、令和7年7月9日（水）です。

(4) 申請書類の受付

提出期限：令和7年7月15日（火）午後5時まで

提出方法：上三川町子ども家庭課子育て係へ直接持参又は郵送（書留又は簡易書留）にて提出してください。（郵送の場合は必着。不足書類及び不備がある場合には受付を認めません。）

(5) 書類審査

提出された申請書類を基に書類審査を実施し、評価項目に対する採点を行います。

実施日は、令和7年7月25日（金）を予定しております。※3者以上の場合

(6) 審査会

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対するヒアリングを実施し、評価項目に対する採点を行います。

実施日は、令和7年8月5日（火）を予定しております。

※会議は、原則非公開とします。

(7) 選定結果の公表及び通知

審査の評価結果を基に、上三川町公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が候補者を選定します。

選定委員会終了後、選定結果を町のホームページに掲載するとともに、申請者に対して結果を通知します。

(8) 指定管理者の指定

議会の議決後、指定管理者として指定します。

(9) 指定管理者との協定締結

町と指定管理者との間で協定を締結します。令和8年4月1日からの業務を支障なく行うため、打ち合わせを行います。

4 指定管理者が行う業務の内容

(1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関する業務

(2) 利用の許可、制限及び許可の取消しに関する業務

(3) 保育料の徴収及び減免に関する業務

(4) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

(5) 自主事業に関する業務

(6) その他、放課後児童クラブの管理に関し必要な業務

※詳細は「業務仕様書」を参照してください。

5 応募資格

法人その他の団体が応募できます。個人は応募することができません。また、次に該当する団体は応募することができません。

なお、応募に伴う地域要件はありませんが、支援員（上三川町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第11条に規定する放課後児童支援員をいう。以下同じ。）の雇用について、本町内居住者の雇用又は令和7年度の放課後児童クラブ支援員の継続雇用に努めてください。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、過去に本町又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから5年を経過しない者

(3) 地方自治法第92条の2「議員の兼業禁止」、第142条「長の兼業禁止」（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項「委員会及び委員の兼業禁止」の規定に抵触することとなる者

(4) 直近2年間に於いて法人税、消費税、県税及び市町村税を滞納している者

(5) 業務を円滑に遂行するための安定かつ健全な財政能力を有しない者

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びそれらの利益となる活動を行う

者

(7) 代表者又は役員が暴力団の構成員その他指定管理者としてふさわしくないものである者

## 6 指定管理料

指定期間において、町が支払う指定管理料の上限額は5年間総額453,069千円としています。町の上限額を下回る提案を行った申請団体が指定管理者となった場合は、その提案額をもって町が支払う指定管理料の額とします。

指定管理料は、会計年度（4月1日から3月31日まで）を基準とし、分割で支払うものとします。その金額及び支払時期等は指定管理者と町が協議したうえで、会計年度ごとに「年度協定」で定めます。

## 7 保育料

放課後児童クラブの利用に係る保育料（以下「保育料」という。）の額は、設置管理条例第11条に定める範囲内において、指定管理者が町の承認を受けて定めるものとします。また、保育料は、指定管理者の収入として指定管理者が入所児童の保護者から収受するものとします。

## 8 リスクへの対応

指定管理期間中の主なリスク負担については、業務仕様書別表2の負担区分によるものとし、それ以外のリスク負担については、別途協議を行います。

## 9 申請書類

次の書類を各11部（原本1部、コピー10部）提出してください。なお、申請書類は原則A4判（両面印刷可）とし、縦型ファイルに左綴じで作成してください。

(1) 指定管理者指定申請書（別記様式第1号）

(2) 団体に係る書類

① 団体の概要

（様式2または団体等の設立趣旨、概要が分かる書類（パンフレット等））

② 宣誓書兼同意書（様式3）

③ 定款、寄付行為、規約等

④ 名簿（役員等一覧表）（様式4）

⑤ 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

⑥ 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

⑦ 法人税、消費税、県税及び市町村税の各納税証明書（課税されている場合、直

近2か年分)

- ⑧ 事業計画書（申請団体の指定申請書提出日の属する事業年度のもの）
- ⑨ 貸借対照表（直近年度分）
- ⑩ 損益計算書（直近年度分）
- (3) 事業計画書（様式5-1～様式5-6）
- (4) 収支計画書（様式6）
- (5) プレゼンテーション用資料

## 10 指定管理者の候補者の選定

町は上三川町放課後児童クラブ指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、第1次審査及び第2次審査を行い、審査ポイントの高い順から候補者を選定し、選定委員会に報告します。

### (1) 第1次審査（書類審査）について

審査会にて、申請書類の記載内容を審査し、2者程度を選定します。

審査結果は、7月28日（月）に通知を予定しています。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）について

第1次審査で選定された応募者によるプレゼンテーション及びそれに対するヒアリングを実施し、審査会委員による評価点数合計の高い者から指定管理者の候補者を選定します。

### (3) 審査基準

指定の手続き条例第4条の規定に基づく選定基準に照らし、総合的に審査し、指定管理者の候補者として選定します。

### (4) 評価項目

1 基本方針	①指定管理者に応募した動機 ②運営に当たる理念及び基本方針 ③運営の具体的な考え方及び内容 ④類似業務の運営実績
2 運営組織	①職員数、資格要件を含む人材確保 ②勤務体制及び考え方 ③職員の資質向上のための育成、研修に対する考え方及び内容
3 運営についての提案	①児童の発達段階に応じた健全育成などに対する考え方及び内容 ②保護者との連携及び保護者支援 ③学校との積極的連携

	④地域との積極的連携 ⑤配慮を要する児童に対する対応方針 ⑥第三者委員設置等を含んだ要望・苦情に対する対応及び方法
4 危機・維持管理	①事故防止、防災に対する考え方と対処方法、虐待防止のための措置 ②事故、災害、緊急時への対応及び体制 ③個人情報保護の方針及び方法 ④施設管理に関する考え方及び内容
5 収支計画	①各項目の設定内容 ②経費削減のための工夫

## 11 指定管理者との協定の締結

町と指定管理者は、指定の手続き条例第7条第2項に規定している事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。なお、協定の発効は令和8年4月1日とします。

また、指定管理期間の各年度に年度協定も締結します。

※年度協定の主な内容

- ① 管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料の額に関する事項
- ③ その他

## 12 モニタリング及び事業評価等

### (1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告（月例、年間等）を作成し、町に提出します。書式は、町と指定管理者で協議の上定めるものとします。

### (2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者等の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について町へ報告するものとします。

### (3) モニタリング

町は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、モニタリングを行います。実施時期や項目については、協定締結の際に定めます。

なお、モニタリングの結果、問題等が発見された場合、町は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行い、それでも改善が見られない場合は、

指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

### 13 業務引継

新たに指定管理業務を実施する場合は、従前の指定管理者と十分に協議し、業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、指定期間の開始の前に、管理運営業務の引継ぎを行うこととします。また、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際も同様とします。

なお、当該業務引継ぎに係る費用は指定管理者が負担するものとします。

### 14 事業の継続が困難になった場合の措置

#### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、またはそのおそれが生じた場合には、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、町は指定管理者の指定の取り消し若しくは業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

#### (2) 指定が取り消された場合の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消し、若しくは業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は町に生じた損害を賠償するものとします。

#### (3) 不可抗力による場合

不可抗力など町又は指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、町と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、町は指定管理者の指定の取り消し若しくは業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

### 15 注意事項

- (1) 応募者は、申請書の提出をもって本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は変更することはできません。
- (4) 応募者は、選考委員会委員、本町職員及び本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。
- (5) 応募者1団体につき、提案は1件とします。
- (6) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 申請書類は、上三川町情報公開条例（平成13年上三川町条例第21号）に基づく情報公開請求の対象となりますので、開示することがあります。
- (8) 町が必要と認める場合は、追加して資料の提出を求めることがあります。

- (9) 応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属しますが、町は応募者の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (10) 応募書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- (11) 選定結果の公表に際して、応募者名及び採点結果を公表します。
- (12) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

16 資料提出、問い合わせ先

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場 子ども家庭課 子育て係

電話：0285（56）9130

FAX：0285（56）6868

メール：kodom01@town.kaminokawa.lg.jp

ホームページ：http://www.town.kaminokawa.lg.jp/